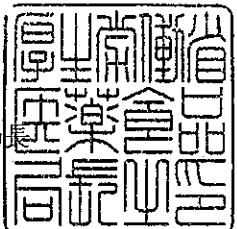




薬食発第 0131001 号  
平成 20 年 1 月 31 日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長



### 薬事法の一部を改正する法律の一部の施行について

「薬事法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）については、平成 18 年 6 月 14 日に平成 18 年法律第 69 号として公布され、平成 18 年 6 月 14 日付け薬食発第 0614006 号医薬食品局長通知「薬事法の一部を改正する法律について」により通知されたところである。

その後、「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成 19 年政令第 285 号）が平成 19 年 9 月 7 日に公布され、改正法のうち登録販売者試験に係る規定については平成 20 年 4 月 1 日より施行されることとなり、これを受けて「薬事法施行規則の一部を改正する省令」（平成 20 年厚生労働省令第 9 号）（以下「改正省令」という。）が平成 20 年 1 月 31 日に公布された。

このため、貴職におかれては、下記事項に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、既存配置販売業者においては、改正法附則第 10 条の規定により新法第 30 条第 1 項の許可を受けなくとも、引き続き既存配置販売業者に係る業務を行うことができるが、改正法附則第 12 条の規定により配置員の資質の向上に努めなければならないこととされており、別途示す一定水準の講習、研修等の受講を適切に行うこと。

#### 記

#### I 薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 19 年政令第 285 号）関係

改正法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行期日は、平成 20 年 4 月 1 日とする。

#### II 薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 9 号）関係

##### 1 登録販売者制度について

###### （1）試験の実施方法

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 4 第 1 項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）については、筆記試験とし、次の事項について毎年少なくとも一回行うこと

ととする。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 医薬品の適正使用と安全対策

なお、登録販売者試験の実施に係る詳細については、平成19年8月8日付け薬食総発第0808001号医薬食品局総務課長通知「登録販売者試験の実施について」を参照されたい。

## (2) 登録販売者試験の公示

登録販売者試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、登録販売者試験を受けようとする者の受験機会を確保できるよう、あらかじめ都道府県知事が公示するものとする。なお、公示の方法は必ずしも都道府県公報等により行う必要はなく、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えないが、登録販売者試験を受けようとする者に広く周知を図ることができる手段により行うこととする。

## (3) 受験資格

登録販売者試験を受けようとする者には、受験資格として、学歴や一般用医薬品の販売等に関する実務に従事したこと求めることとする。なお、一般用医薬品の販売等に関する実務に従事したことの証明方法、学歴に関する考え方及び都道府県知事が受験資格を有すると認める者の範囲については以下のとおりとする。

- ① 医薬品の販売等に関する実務に従事したことの証明方法については、以下のとおりとする。

ア 改正法附則第1条に規定する公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「新法施行日」という。）以前の実務経験について

新法施行日以前の実務経験の期間については、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ）、薬種商販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に従事した期間とし、別紙様式1により、それぞれ実務に従事した薬局開設者、一般販売業者、薬種商又は配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）の証明を必要とすることとする。

また、当該期間については、原則として、継続した期間として1年間又は4年間とする。ただし、薬局開設者等の廃業といった登録販売者試験を受けようとする者の責によらない理由がある場合など都道府県知事がやむを得ないと認めるときには、他の一般用医薬品の販売等の実務に従事していた期間と合算することは差し支えない。

イ 新法施行日以後の実務経験について

新法施行日以後の実務経験の期間については、改正法による改正後の薬事法（以下「新薬事法」という。）に基づく薬局、店舗販売業又は配置販売業における一般用医薬品の

販売等の実務に従事した期間とし、別紙様式2により、それぞれ実務に従事した薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者（以下「新薬局開設者等」という。）及び薬局の管理者、店舗管理者又は区域管理者（複数の区域において実務を行った場合には、主な実務を行った区域の区域管理者とする。）の証明を必要とすることとする。

その際、新薬事法の趣旨にかんがみ、一般用医薬品を販売等する際の情報提供又は購入者等からの相談への対応については、薬剤師又は登録販売者が行うものであり、それ以外の者が行う業務は、薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で、その補助として行うものに限られることに留意が必要である。

また、当該期間の考え方については、上記アと同様とする。

ウ 改正法附則第2条、第5条、第8条又は第10条に基づき経過措置として引き続き業務を行うことができることとされた販売業者の下での実務経験について

改正法附則第2条に基づき引き続き業務を行うことができることとされた既存一般販売業者、同法附則第5条に基づき引き続き業務を行うことができることとされた既存薬種商、同法附則第8条に基づき引き続き業務を行うことができることとされた薬事法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（以下「旧薬種商」という。）又は改正法附則第10条に基づき引き続き業務を行うことができることとされた既存配置販売業者の下で一般用医薬品の販売等の実務に従事した場合には、同法附則第2条に基づく新法施行日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間の当該実務に従事した期間については、上記イに関わらず、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の5第2項第4号又は第5号に規定する実務経験の期間とみなすこととする。

その場合、別紙様式1により、それぞれ実務に従事した既存一般販売業者、既存薬種商、旧薬種商又は既存配置販売業者（当該販売業者が新薬事法に基づく店舗販売業者又は配置販売業者となった場合には新薬事法に基づく当該販売業者でも可）の証明を必要とすることとする。

また、当該期間の考え方については、上記アと同様とする。

エ 上記アからウまでの実務経験の期間の通算について

新法施行日以後に登録販売者試験を受けようとする者に関する上記アの実務経験の期間については、上記イに関わらず、改正省令附則第2条第1項に基づき薬事法施行規則第159条の5第2項第4号又は第5号の実務経験の期間とみなすこととする。その場合、当該期間については、別紙様式1により、それぞれ実務に従事した薬局開設者、一般販売業者、薬種商又は配置販売業者の証明を必要とすることとする。

これにより、新法施行日以後に登録販売者試験を受けようとする者については、上記アからウまでの実務経験の期間を通算することが可能である。

また、当該通算した期間の考え方については、上記アと同様とする。

② 学歴に関する考え方及び都道府県知事が受験資格を有すると認める者の範囲については

以下のとおりとする。

ア 薬科大学等を卒業した者の取扱いについて

旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者、平成 18 年 3 月 31 日以前に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者又は平成 18 年 4 月 1 日以降に大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（学校教育法第 87 条第 2 項に規定する 6 年制課程の薬学部に限る。）を修めて卒業した者は、受験資格を有すると認められる。

一方、平成 18 年 4 月 1 日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（学校教育法第 87 条第 2 項に規定する 6 年制課程の薬学部を除く。）を修めて卒業した者は、下記イと同様の取扱いをするものであること。

イ 高校等を卒業した者の取扱いについて

旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、上記①のアからウまでの期間が 1 年以上である者については、受験資格を有すると認められる。

なお、大学を卒業した者（高等学校を卒業しないで大学に入学し、大学を卒業した者を含む。）についても、旧制中学若しくは高等学校と同等以上の学校を卒業した者と認められる。

ウ 外国薬学校卒業者等の取扱いについて

外国薬学校卒業者等のうち、平成 17 年 2 月 8 日付け薬食発第 0208001 号医薬食品局長通知「外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて」で示した薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせて、上記アに該当する者と同等であると認められる者については、薬事法施行規則第 159 条の 5 第 2 項第 6 号の知識経験を有する者と認めて差し支えない。

エ 高等学校卒業程度認定試験の合格者の取扱いについて

高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）に基づく高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、上記①のアからウまでの期間が 1 年以上である者については、薬事法施行規則第 159 条の 5 第 2 項第 6 号の知識経験を有する者と認めて差し支えない。

（4）受験の申請

登録販売者試験の受験申請にあたっての添付書類等を以下のとおり定めることとする。なお、受験申請書の様式及び受験手数料については都道府県の条例等により規定するものとする。

① 受験資格を有することを証明する書類

実務経験を証明する書類については、上記（3）①のア及びウの場合には、別紙様式1によるものとし、イの場合には、別紙様式2によるものとする。アからウまでの実務経験の期間を通算する場合には、通算する期間ごとに別紙様式1又は別紙様式2による証明を必要とすることとする。

また、薬科大学等及び高校等を卒業した者については、卒業証明書等を必要とすることとする。

申請時に受験資格を有しないが、受験日前日までに受験資格を有すると見込まれる者については申請時には見込証明書を提出させ、受験日前日までにあらためて受験資格を有することを証明する書類の提出を求ることとする。

別紙様式1又は別紙様式2が提出された場合、別紙様式1又は別紙様式2に記入されている業務内容について、全ての項目が行われていたどうかを確認することとする。

受験日前日までに受験資格を有することを証明する書類が提出されなかった場合及び別紙様式1又は別紙様式2に記入されている業務内容が1項目でも行われていない場合、受験は認められないものであり、受験した場合であってもその受験は無効とする。

- ② 写真（あらかじめ受験申請書に貼付する形式でも差し支えない）
- ③ その他都道府県知事が必要と認める書類

#### （5）合格の通知及び公示

試験合格者には合格通知書を交付するとともに、合格者の受験番号を公示することとする。なお、公示の方法は必ずしも都道府県公報等により行う必要はなく、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えない。また、試験終了後に試験問題並びにその正答及び合格基準について公表することが望ましい。

その他、都道府県により以下の内容について併せて整備を行うこととする。

- ① 試験合格者名簿の設置と保管

試験合格者の名簿を都道府県に備え付けた上で、永年保管することとする。登録がなされた場合又は登録が消除された場合は、その旨を合格者名簿にも追記することとする。なお、試験合格者の死亡等の事実が判明した場合は名簿から削除してもよい。

- ② 合格通知書の様式及び交付の方法

合格を通知する書類（以下「合格通知書」という。）の様式については、必要に応じて都道府県の規則等によって規定することとする。また、合格通知書の交付の方法について、直接授与、郵送等の方法を整備することとする。

- ③ 合格通知書の再発行等

合格通知書を紛失等した場合の合格通知書の再発行又は合格証明書の発行の手続きについては都道府県において規定することとする。なお、その際、不正に複数の合格通知書等を入手しないよう、試験合格者名簿で登録の有無を確認の上、再発行等するようにされたい。

#### （6）販売従事登録

試験合格者の登録手続等について、以下のとおり定めるとともに、販売従事登録証の様式

及び交付について規定することとする。なお、販売従事登録の手数料については都道府県の条例等により規定することとする。

① 登録販売者名簿の設置と記載事項

登録販売者名簿を都道府県に備え付けることについて規定し、当該名簿への記載事項を以下のとおり定めることとする。

- ア 登録番号及び登録年月日
- イ 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別
- ウ 登録販売者試験に合格した年月及び試験施行地都道府県
- エ その他都道府県知事が必要と認める事項

登録番号については、都道府県番号（2桁）－西暦年（2桁）－登録順（5桁）のとおり付番すること（例えば、北海道で2008年に登録申請し、登録順1番である場合、「01-08-00001」と付番すること）。

また、その他都道府県知事が必要と認める事項として、過去に薬事関係の処分を受けた者についてはその理由、処分期間等を記載すること。

② 販売従事登録に添付すべき書類について

販売従事登録にあたっての添付書類等を以下のとおり定めることとする。

- ア 登録販売者試験に合格したことを証明する書類
- イ 戸籍謄本又は抄本
- ウ 麻薬等の中毒者でないこと等を示す診断書
- エ 薬局開設者又は医薬品の販売業者でない場合は、使用関係を示す書類

添付書類については原本のみ認めることとする。なお、登録販売者試験に合格したことを証明する書類は合格通知書の提出を求めることがあるが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合、消除により失効済みの処理を行った販売従事登録証をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。

③ 試験合格者名簿との照合について

販売従事登録にあたっては、試験合格者名簿と照合の上で合格の事実を確認することとする。この場合、他の都道府県において試験に合格した者については、当該都道府県に確認することとする。

④ 複数登録の禁止

複数の都道府県での販売従事登録は認めないこととし、試験合格後、最初に一般用医薬品の販売に従事する都道府県で登録することを標準とする。なお、販売従事登録を行った都道府県以外の都道府県においても、一般用医薬品の販売等に従事することは認めることとし、その場合には、初めに登録した都道府県の登録番号を用いることとする。

(7) 販売従事登録の変更又は消除及び登録証の書換え交付、再交付又は返納

販売従事登録の変更、消除、登録証の書換え交付、再交付、返納の手続き等について以下のとおり規定することとする。なお、それぞれの手続の手数料については都道府県の条例等により規定することとする。

① 販売従事登録の変更、販売従事登録証の書換え交付

(6) ① イの事項に変更があった場合、変更があった日から 30 日以内に、当該変更があつた登録販売者により販売従事登録の変更を届け出させることとする。併せて、販売従事登録証の記載事項の変更を伴う場合には、販売従事登録証を添えて、販売従事登録証の書換え交付を申請させることが望ましい。

② 販売従事登録の消除、販売従事登録証の返納

登録販売者が一般用医薬品の販売等に従事しようとなくなつた場合又は死亡し、若しくは、失踪の宣告を受けた場合、30 日以内に登録販売者又はその死亡等の届出義務者に販売従事登録の消除を申請させ、併せて販売従事登録証を返納させることとする。

登録販売者が一般用医薬品の販売等に従事しようとなくなつたため消除の申請がなされた場合には、登録販売者試験の合格通知書を消除対象者に返却することとする。この場合、合格通知書の代わりに、返納された販売従事登録証に失効済みの処理を行つた上で返却してもよい。

また、消除申請があつた場合のほか、死亡したこと若しくは失踪の宣告を受けたことが確認された場合又は欠格事項に該当する場合若しくは不正により登録を受けたことが判明した場合には、都道府県知事が販売従事登録を消除することとする。この場合、登録の消除から 5 日以内に販売従事登録証を返納させることとする。

なお、消除対象者が他の都道府県において試験に合格した者である場合には、当該都道府県に消除の事実及び消除理由を連絡することとする。

③ 販売従事登録証の再交付

販売従事登録証を汚損した場合、販売従事登録証を添えて、登録販売者に再交付を申請させることが望ましい。

また、販売従事登録証を紛失した場合には、登録販売者に再交付を申請させることが望ましい。なお、紛失した販売従事登録証が発見された場合には、5 日以内に発見した販売従事登録証を返納させることとする。

## 2 薬種商の登録について

改正法附則第 7 条の規定に基づき登録販売者試験に合格した者とみなされた薬種商の登録手続については、申請書類として上記 1 (6) ② アの書類の代わりに、現に薬種商販売業の許可を受けていること又は過去に許可を受けたことを証明する書類が必要であることを定めるとともに、新法施行日の前の登録手続きについて規定することとする。

なお、薬種商販売業の許可を法人で受けている場合、当該者が適格者であることが確認できる書類を併せて求めることとする。

## 3 その他

昭和 49 年 9 月 10 日付け薬発第 816 号厚生省薬務局長通知「薬種商試験の施行について」に係る薬種商試験（以下「承継者試験」という。）の合格者のうち、いまだ薬種商販売業の許可を受けていない者は、改正法附則第 7 条に該当せず、上記 2 で示した薬種商の対象外である。

このため、いまだ薬種商販売業の許可を受けていない承継者試験の合格者に対しては、当該者が改正法附則第 7 条の規定により登録販売者試験に合格した者とみなされることを希望する

場合には、新法施行日の前までに薬種商販売業の許可申請を行うように指導するようお願いする。承継者試験の合格者が薬種商販売業の許可申請を行った際、承継予定店舗で許可を受けている者（以下「被承継者」という。）が継続して許可を受けることを希望する場合には、承継予定店舗の許可更新時に承継者試験の合格者が開業したと同時に廃業する場合に限り、被承継者が継続して許可を受けることが可能である。許可更新が新法施行日以降になる場合は、改正法附則第17条の規定により、新法施行日の前までに薬種商販売業の許可申請を受けた上で、許可更新日まで許可・不許可の処分を行わないものとする。

併せて、昭和50年1月17日付け薬企第4号厚生省薬務局企画課長通知「薬種商承継者試験の取扱について」は廃止することとし、被承継者が承継にあたって廃業した場合においても今後新たな許可を受けることは可能であること及び承継者試験の合格者が薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第51条に規定する試験に合格した者と認められるものであることとする。

(様式 1 関係)

実務経験(見込)証明書

年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

印

代表者氏名

(許可番号 : )

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・年月日)
住 所	〒
薬局、店舗又は配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	

1. 業務期間 年 月 ~ 年 月 ( 年 月間 )

2. 業務内容 (業務期間内に行われた業務に該当する□にレを記入すること。)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。
- 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
- 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行っていた。
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行っていた。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明りょうに書くこと。
- 3 当該証明を行う者は、薬局、一般販売業（卸売一般販売業を除く。）、薬種商販売業又は配置販売業の許可を受けているものであること。
- 4 業務期間は、実務経験被証明者が 1 カ月に 80 時間以上、上記 2. の業務内容に示された業務を行っていた連続した期間を記入すること。
- 5 見込証明でない場合は、標題の（見込）を二重線で消すこと。

(様式 2 関係)

実務経験(見込)証明書

年 月 日

都道府県知事 殿

薬局開設者又は医薬品の

販売業者名

印

代表者氏名

(許可番号 :

)

管理者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・年月日)
住 所	〒
薬局、店舗又は配置販売業の名称	
薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域	

1. 業務期間 年 月 ~ 年 月 ( 年 月間 )

2. 業務内容 (業務期間内に行われた業務に該当する□にレを記入すること。)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務を行っていた。
- 一般用医薬品の販売時的情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
- 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務を行っていた。
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務を行っていた。
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務を行っていた。
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務を行っていた。
- 薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で業務を行っていた。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書で明りょうに書くこと。
- 3 当該証明を行う者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業の許可を受けており、許可に必要な薬剤師又は登録販売者の配置の要件を満たしているものであること。
- 4 業務期間は、実務経験被証明者が 1 カ月に 80 時間以上、上記 2. の業務内容に示された業務を行っていた連続した期間を記入すること。
- 5 見込証明でない場合は、標題の(見込)を二重線で消すこと。

官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行期日を定める政令  
(二七五)

○公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行令(二七六)

○一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令(二七七)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二七八)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行令の一部を改正する政令(二七九)  
(二八一)

○対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(二八〇)

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令  
(二八二)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令  
(二八三)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する法律

政令

三  
次

〔府令〕  
法の一部を改正する法律の一部  
行期日を定める政令（二八五）  
存に関する法律施行令の一部を  
する政令（二八四）

○対内直接投資等に関する命令の一部  
を改正する命令  
(内閣府・総務・財務・文部科学・  
厚生労働・農林水産・経済産業・國  
土交通・環境二)  
〔省令〕

〔告示〕

○対内直接投資等に関する命令の一部を改正  
する省令(財務四七)

○第三項の規定に基づき財務大臣及び  
事業所管大臣が定める業種を定める  
件  
(内閣府・総務・財務・文部科学・  
厚生労働・農林水産・経済産業・國  
土交通・環境二)

〔府令・省令〕  
社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益法人の認定等に関する法律の施行規則  
〔同六九〕

本号で公布された  
法令のあらまし

三三三  
三四四  
三四五  
三四六  
三四七  
三四八

◇一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七五号）（法務省）  
一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二七六号）（内閣府本府）  
（平成一八年法律第四八号）の施行期日は、平成二〇年一二月一日とすることとした。

◇公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行令（政令第二七六号）（内閣府本府）  
1 公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成一八年六月二日法律第四九号。以下「法」という。）第五条第三号の政令で定める法人の関係者及び法第五条第四号の政令で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者を定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2 法第五条第五号の政令で定める公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業を定めることとした。（第三条関係）

3 法第五条第一〇号の政令で定める理事と特別の関係がある者及び法第五条第一一号の政令で定める他の同一の団体において相互に密接な関係にある者を定めることとした。（第四条及び第五条関係）

4 法第五条第一二号ただし書の政令で定める会計監査人を置くことを要しない公益法人の基準を定めることとした。（第六条関係）

5 法第五条第一五号ただし書の政令で定める財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は、株主総会その他の団体の財務及び當業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していな場合とすることとした。（第七条関係）

6 法第五条第一七号トの政令で定める法人の要件を定めることとした。（第八条関係）

7 この政令は、法の施行の日（平成二〇年一二月一日）から施行することとした。

◇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行令（政令第二十七号）（内閣府本府）

1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第六十九条第二項の認可の申請方法を定めることとした。（第一条関係）

2 整備法第六九条第三項の政令で定める書類を定めることとした。（第二条関係）

3 整備法第七三条の規定により読み替えて適用する一般社団・財團法人法第二五〇条第一項の法律（以下「一般社団・財團法人法」という。）第六四六条第一項の政令で定める合併消滅特別民法法人の事前開示法法人の事前開示事項を定めることとした。（第三条関係）

4 整備法第七三条の規定により読み替えて適用する一般社団・財團法人法第二五一条第二項に規定する債務の額として政令で定める額及び資産の額として政令で定める額を定めることとした。（第五条関係）

5 整備法第七三条の規定により読み替えて適用する一般社団・財團法人法第二五一条第一項の政令で定める合併存続特別民法法人の事後開示事項を定めることとした。（第六条関係）

6 この政令は、整備法の施行の日（平成二〇年一二月一日）から施行することとした。

7 一部を改正する法律（平成一九年法律第八四号）の施行期日を平成二〇年四月一日とすることとし

クロコデュルス・ニロティクス(ナイ  
ルワニ)

ボツワナ、エチオピア、ケニア、モザ  
ンビクスカル、マラウイ、ケニア、モザ  
ンビ共和国、ナミビア、南アフリカ  
共和国、ウガンダ、タンザニア

クロコデュルス・ポロスス(イリエワ)  
リヘビ)

オーストラリア、インドネシア  
及びパプアニューギニアの個体群

ヴィペラ・ウルスイニイ(ノハラクサ)

欧洲の個体群以外の個体群(ア  
ベルメニア、アルーシア、ゼルバ、イジヤ、  
ジア、カザフスタン、ギルギス、  
バラトビア、リトアニア、キルギス、  
ブルクメニア、タジキスタン、モルド  
バ、クロアチア、ベラクラン、ズベ  
キスタンの個体群を含む)

群

個体、加工品

個体、加工品

備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。

個体、加工品

### 附 則

#### (施行期日)

1 この政令は 平成十九年九月十三日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣 鳥居一郎  
内閣総理大臣 安倍晋三  
内閣総理大臣 安倍晋三

薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年九月七日

### 政令第二百八十五号

薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第一条第三号の規定に基  
づき、この政令を制定する。

薬事法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十年四月一日と  
する。

厚生労働大臣 外添 要一  
農林水産大臣 若林 正俊  
内閣総理大臣 安倍 晋三

府  
令

### ○内閣府令第六十八号

公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)及び公益社團  
法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行令(平成十九年政令第二百七十六号)の規定に基づ  
き、並びに同法及び同令を実施するため、公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行  
規則を次のように定める。

平成十九年九月七日

公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則

内閣総理大臣 安倍 晋三

### 目次

第一章 公益法人の認定

第一節 公益認定の申請等の手続(第五条第一十一条)

第二章 公益法人の事業活動等

第一節 計算

第一款 総則(第十二条)

第二款 公益目的事業比率(第十三条第一十九条)

第三款 遊休財産額の保有の制限(第二十条第一二十二条)

第四款 公益目的事業財産(第二十三条第一二十六条)

第五節 財産目録等(第二十七条第一四〇条)

第六節 合併の届出等の手続(第四十一条第一四四条)

第七節 報告及び検査(第四十五条第一四六条)

第八節 公益目的取得財産残額(第四十七条第一五一条)

第九節 公示及び公表(第五十二条第一五三条)

### 附則

#### 第一章 公益法人の認定

第一節 公益認定の基準

(法人が事業活動を支配する法人等)

第一条 公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行令(以下「令」という)第一条  
七号の法人が事業活動を支配する法人として内閣府令で定めるものは、当該法人がその社員総会その  
他の団体の財務及び事業又は営業の方針を決定する機関(以下この条において「社員総会等」と  
いう)における議決権の過半数を有する法人(以下この項において「子法人」という)とする。この  
場合において、当該法人及びその一若しくは二以上の子法人又は当該法人の一若しくは二以上の  
子法人がその社員総会等における議決権の過半数を有する他の法人は当該法人の子法人とみなす。  
令第一条第七号の法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるものは、当該法人の社員  
総会等における議決権の過半数を有する者(以下この項において「親法人等」という)とする。こ  
の場合において、の者及び当該一の者が社員総会等における議決権の過半数を有する一又は二以  
上の法人が当該法人の社員総会等における議決権の過半数を有するときは、当該一の者は当該法人  
の親法人等とみなす。

(会員に類するもの)

第二条 令第二条第二号の会員又はこれに類するもの(以下この条において「会員等」という)とし  
て内閣府令で定める者は、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若し  
くは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会  
員等である活動に参加する者とする。

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第三条 公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「法」とい  
う)第五条第十三号に規定する理事、監事及び評議員(以下「理事等」という)に対する報酬  
等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに  
支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔省令〕

〔告示〕

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九)
- 石油製品需給動態統計調査規則(経済産業七)
- 石油製品需給動態統計調査規則を廃止する省令(経済産業・国土交通二)
- 建設業法施行規則の一部を改正する省令(国土交通三)
- 銀行代理業者に係る銀行代理業の許可の効力が失効した件(金融厅八)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業產品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業产品等及び月を告示する件(財務三〇)

〔告示〕

- 農産物漬物品質表示基準の一部を改正する件(同一二六)
- 野菜冷凍食品品質表示基準の一部を改正する件(同一二九)
- 石油製品製造業者・輸入業者月報の様式を定める件(経済産業一九)
- 建設業法第二十七条の二十三第三項の經營事項審査の項目及び基準を定める件(国土交通八五)
- 平成十六年国土交通省告示第四百八十二号の一部を改正する件(同八六)
- 昭和五十七年建設省告示第千六百六十号の一部を改正する件(同八七)
- 国土交通大臣が設置し、及び管理する公共交通飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件(同八八)

〔官 告〕	〔公 告〕	〔通訳案内士試験合格者(国土交通省)〕	〔官 報〕
○生活衛生関係官業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく食鳥肉販売業の振興指針の全部改正の件(厚生労働二三)	○特別母樹林の指定を解除する件(農林水産一二四)	○加工食品品質表示基準の一部を改正する件(同一二五)	○生活衛生関係官業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく食鳥肉販売業の振興指針の全部改正の件(厚生労働二三)
○農産物漬物品質表示基準の一部を改正する件(同一二六)	○生鮮食品品質表示基準の一部を改正する件(同一二五)	○削りぶし品質表示基準の一部を改正する件(同一二七)	○農産物漬物品質表示基準の一部を改正する件(同一二六)
○野菜冷凍食品品質表示基準の一部を改正する件(同一二九)	○野菜冷凍食品品質表示基準の一部を改正する件(同一二九)	○うなぎ加工品品質表示基準の一部を改正する件(同一二九)	○野菜冷凍食品品質表示基準の一部を改正する件(同一二九)
○石油製品製造業者・輸入業者月報の様式を定める件(経済産業一九)	○石油製品製造業者・輸入業者月報の様式を定める件(経済産業一九)	○石油製品製造業者・輸入業者月報の様式を定める件(経済産業一九)	○石油製品製造業者・輸入業者月報の様式を定める件(経済産業一九)
○建設業法第二十七条の二十三第三項の經營事項審査の項目及び基準を定める件(国土交通八五)	○建設業法第二十七条の二十三第三項の經營事項審査の項目及び基準を定める件(国土交通八五)	○建設業法第二十七条の二十三第三項の經營事項審査の項目及び基準を定める件(国土交通八五)	○建設業法第二十七条の二十三第三項の經營事項審査の項目及び基準を定める件(国土交通八五)
○国土交通大臣が設置し、及び管理する公共交通飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件(同八八)	○国土交通大臣が設置し、及び管理する公共交通飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件(同八八)	○国土交通大臣が設置し、及び管理する公共交通飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件(同八八)	○国土交通大臣が設置し、及び管理する公共交通飛行場の使用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件(同八八)

〔官 報〕	〔公 告〕	〔会社〕	〔地方公共団体〕
○特惠關稅、基本測量關係事項關係	○裁判所	○国家試験	○教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人、無線墳墓等改葬、公示送達關係
○破産、免責關係	○官 報	○諸事項	○会社その他の会社決算公告
○特殊法人等	○官 報	○諸事項	○会社その他の会社決算公告
○独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、平成十八事業年度財務諸表(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人建築研究所)、国立大学法人大阪外国语大学平成十九事業年度財務諸表、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録抹消・紛争解決手続代理業務の付託記、損害保険料率算出機構自動車損害賠償責任保険基準料率算定、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失、外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記・記章紛失関係	○官 報	○諸事項	○会社その他の会社決算公告

## 省令

○厚生労働省令第九号

薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)の一部の施行に伴い、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年一月三十一日

薬事法施行規則の一部を改正する省令

(薬事法施行規則の一部改正)

第一条 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一百四十二条中「第十二条、第十三条」を加える。

第一百五十九条の二の次に次の二条を加える。

(登録販売者試験)

第一百五十九条の三 法第三十六条の四第一項に規定する試験(以下「登録販売者試験」という。)は、筆記試験とする。

2 筆記試験は、次の事項について行う。

一 医薬品と共通する特性と基本的な知識

二 人体の働きと医薬品

三 主な医薬品とその作用

四 薬事に関する法規と制度

五 医薬品の適正使用と安全対策

第一百五十九条の四 登録販売者試験は、毎年少なくとも一回、都道府県知事が行う。

2 試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ、都道府県知事が公示する。

(受験の申請)

第一百五十九条の五 登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、その国籍)、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。

1 次項各号のいずれかに該当することを証する書類

2 その他都道府県知事が必要と認める書類

2 登録販売者試験を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

1 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程

を修了した者

2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)に入学し、当該

大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

3 平成十八年四月一日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第八十七条第一項に規定するものに限る)を修めて卒業した者

四 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。)、薬種商販業若しくは配置販売業の実務に従事した者

五 四年以上薬局又は一般販売業、薬種商販業若しくは配置販売業の実務に従事した者に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると都道府県知事が認めた者

(合格の通知及び公示)

第六百五十九条の六 都道府県知事は、登録販売者試験に合格した者に、当該試験に合格したことを通知するとともに、合格した者の受験番号を公示する。

(販売従事登録の申請)

第六百五十九条の七 法第三十六条の四第二項の規定による登録(以下「販売従事登録」という。)を受けようとする者は、様式第八十六条の二による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

1 販売従事登録を受けようと申請する者(以下この項において「申請者」という。)が登録販売者試験に合格したことと証する書類

2 申請者の戸籍の謄本又は抄本

3 申請者に係る精神の機能の障害又は申請者が麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

4 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

5 二以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行つた都道府県知事のうちいずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。

(登録販売者名簿及び登録証の交付)

第六百五十九条の八 販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する。

1 登録番号及び登録年月日

2 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別

3 登録販売者試験合格の年月及び試験施行地都道府県名

4 前各号に掲げるもののほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項

5 都道府県知事は、販売従事登録を行つたときは、当該販売従事登録を受けた者に対しても、様式第八十六条の二による登録証(以下「販売従事登録証」という。)を交付しなければならない。

(登録販売者名簿の登録事項の変更)

第六百五十九条の九 登録販売者は、前条第一項の登録事項に変更を生じたときは、三十日以内に、その旨を届け出なければならない。

2 前項の届出をするには、様式第八十六条の四による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

## (販売従事登録の消除)

第一百五十九条の十 登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しよひいんないだつたときは、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

2 登録販売者が死亡<sup>した</sup>、又は失踪<sup>した</sup>の宣告を受けたときは、同籍法(昭和[11]年法律第114号)第十四項による死亡又は失踪の届出義務者は、三十日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

3 前二項の申請をするには、様式第八十六の五による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、登録販売者が次の各項のいずれかに該当する場合は、その登録を消除しなければならない。

一 第一項又は第二項の規定による申請がされ、又は、登録販売者が死亡<sup>した</sup>、抑へば失踪の旨告を受けたことが確認されたこと。

二 法第五条第三項でからあまどのいやれかに該当するに至ったこと。

三 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき。

(販売従事登録証の書換え交付)

第一百五十九条の十一 登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第八十六の大による申請書にその販売従事登録証を添へ、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

(販売従事登録証の再交付)

第一百五十九条の十二 登録販売者は、販売従事登録証を破り、もんじ、又は失<sup>した</sup>ときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をするには、様式第八十六の七による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

3 販売従事登録証を破り、又はよいした登録販売者が第一項の申請をやめ場合に<sup>は</sup>、申請書にそ

の販売従事登録証を添えなければならない。

4 登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失<sup>した</sup>販売従事登録証を発見したときは、五日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

(販売従事登録証の返納)

第一百五十九条の十三 登録販売者は、販売従事登録の消除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。第百五十九条の十第一項の規定によら

登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。第百五十九条の十第一項の規定によら登録販売者の登録の消除を申請する者につらうも、同様とする。

2 登録販売者は、登録を消除されたときは、前項に規定する場合を除き、三十日以内に、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

様式第八十六の次に次の六様式を加える。

## 様式第八十六の二 (第一百五十九条の七関係)

## 販売従事登録申請書

申 請 者 の 氏 名			
申 請 者 の 本 籍 地 都 道 府 県 名			
申 請 者 の 生 年 月 日	年	月	日
申 請 者 の 性 別	男	・	女
申 請 者 の 欠 格 余 項 (1) 法第75条第1項の規定により 許可を取り消されたこと (2) 犯罪以上の刑に処せられたこと (3) 著しく処分に違反したこと (4) 後見開始の審判を受けていること			
備 考			

上記により、販売従事登録を申請します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

印

都道府県知事 殿

## (注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

3 申請者の欠格事項の(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。

4 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第八十六条の三（第一百五十九条の八関係）  
販売従事登録番号

販売従事登録年月日

販売従事登録証

本籍地都道府県名（国籍）

氏名  
生年月日 年 月 日

上記により、登録販売者名簿の登録事項の変更を届け出ます。

薬事法第36条の4第2項の規定により登録された登録販売者であることを証明する。

届出者住所

都道府県知事 殿

届出者氏名

印

年 月 日

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書かしょではつきりと書くこと。
- 3 届出者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

都道府県知事

印

## 様式第八十六の五(第百五十九条の十関係)

販売従事登録消除申請書

(号外第17号)

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
消除の理由及び年月日	
備考	

上記により、販売従事登録の消除を申請します。

年 月 日

## 様式第八十六の六(第百五十九条の十一関係)

販売従事登録証書換え交付申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
書換え交付申請の理由	
備考	

上記により、販売従事登録証の書換え交付を申請します。

年 月 日

申請者住所

申請者氏名

印

都道府県知事 殿

申請者住所

申請者氏名

印

都道府県知事 殿

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書かうしょではつきりと書くこと。

3 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいざれかにより記載すること。

(注意)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 字は、墨、インク等を用い、楷書かうしょではつきりと書くこと。

3 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいざれかにより記載すること。

平成20年1月31日 木曜日

印

株式第八十六の七（第一百五十九条の十二関係）

販売従事登録証再交付申請書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
再交付申請の理由	年　　月　　日
備考	

上記により、販売従事登録証の再交付を申請します。

附則  
(施行期日)

第一条 の知りば、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」といふ。）附則第一条第一項から掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。ただし、第一條中第四十一条の改正規定は公布の日から、第一條、次条及び附則第三条第一項は改正法施行の日から、それぞれ施行する。

第二条 第一条の施行の日前に、薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。）薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者についての第二条による改正後の薬事法施行規則（以下「新規則」といふ。）第四十五条第一項の適用については、第二条の施行の日前に当該実務に従事した期間（以下「旧法実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間間に通算することができる。この場合において、当該旧法実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

第三条 第一条の施行の日から改正法附則第二条の政令で定める日までの間に、改正法附則第一條に規定する既存一般販売業者、改正法附則第五条に規定する既存薬種商、薬事法（昭和三十五年法律第四十五条。以下「法」といふ。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一條による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれてている場合に限る。）又は改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者に係る業務についての実務に従事した者についての新規則第一百五十九条の第五項の適用については、第一条の施行の日から改正法附則第一條の政令で定める日までの間に当該実務に従事した期間（以下「経過措置実務従事期間」という。）は、同項に規定する実務に従事した期間に通算することができる。この場合において、当該経過措置実務従事期間は、その通算に係る同項に規定する実務に従事した期間とみなして新規則の規定を適用する。

第四条 改正法附則第七条第一項の規定による登録は第一条による改正後の薬事法施行規則第四十九条の七及び第一百五十九条の八の規定により行うものとする。この場合において、第一条による改正後の薬事法施行規則第一百五十九条の七第一項第一号中「登録販売者試験に合格したことを証する書類」とあるのは、「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。）第一條の規定による改正前の法（以下「旧法」といふ。）第一百五十九条第一項の許可を受けたことを証する書類」とある。この場合において、第一条による改正後の薬事法施行規則第一百五十九条第一項第一号中「登録販売者試験に合格したことを証する書類」とあるのは、「旧法第一一八条第一項の許可の年月及び同項の許可を受けた店舗の所在地の都道府県名」と読み替えるものとする。

第五条 前項の趣旨は、この規定の施行前に、第一条による改正後の薬事法施行規則に基いて行われたことがわかる。

○經濟産業省令第七号  
統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条第一項の規定に基いても、石油製品需給動態統計調査規則を次のとおりとする。

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

（注意）

第一條 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
第二條 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。  
第三條 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

經濟産業大臣 甘利 明

平成二十一年一月三十一日  
石油製品需給動態統計調査規則  
(留めの用印)

第一條 石油製品需給動態統計（指定統計第百十一号）を作成するための調査（以下「石油製品調査」といふ。）の施行に関する件は、この省令の定めによるところとする。

第一條 薬事法施行規則の一部を次のように改出する。

第一條第五十九条の五第一項第一号中「一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下この項において同項においては、薬種商販売業」を「店舗販売業」に、「配置販売業の」を「配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に」に改め、同項第五号中「一般販売業、薬種商販売業」を「店舗販売業」に、「配置販売業の」を「配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に」に改める。